令和7年10月12日より

自動車通関証明書の電子管理が開始されます

- ① NACCSを利用して証明書交付申請することで、税関窓口を訪れることなく自動車通関証明書の交付を受けることができます。
- ② 国土交通省と自動車通関証明書データが連携されることに伴い、電子化後の自動車通関証明書は、申請者における
 - ・紙媒体での保管、自動車販売時の受渡し
 - 運輸支局又は軽自動車検査協会への自動車登録手続の際に紙 媒体での持参

が不要になります。

※ 運輸支局又は軽自動車検査協会での自動車登録手続の際には、 通関証明書発給番号の確認にご協力いただく場合があります。

(留意事項)

- ⊿ 自動車通関証明書の電子管理の開始に伴い、NACCSでの申請手続が完了した翌日に国土 交通省のシステムにデータが連携されますので、日数に余裕を持って、申請いただくようお願いいたします。
- ✓ 税関への書面による証明書交付申請の場合は、証明書の交付後に税関でのNACCSへの証明書データ入力が必要になりますので、NACCSによる電子申請の場合に比べて、国土交通省のシステムへデータ連携が完了するまでに日数を要することがあります。

なお、申請に必要な項目が記載されたExcelの提出にご協力いただければ書面での証明書交付申請の場合もデータ連携完了までの処理を円滑に行うことが期待できます。ご希望の際は、手続きをされる税関にてご相談ください。

△ 紙媒体の自動車通関証明書を使用して自動車登録手続を行おうとする場合の取扱いについては、運輸支局又は軽自動車検査協会にお問合せください。

運輸支局

軽自動車検査協会





是非、NACCSの導入も 検討して欲しいワン!



財務省・税関では、通関手続に係る電子手続の原則化の実現に向け、通関関係書類の提出省略やPDF等による提出を認める等、電子化・ペーパーレス化に向けた取組を進めています。





財務省·税関

税関ホームページwww.customs.go.jp/

自動車通関証明の 電子管理開始のFAQ

- Q1. 自動車通関証明をNACCSで申請した場合の手数料について知りたい。
- A1. 書面での申請の場合は自動車通関証明書1枚につき400円ですが、NACCSで申請した場合は1枚300円となります。
 - ※自動二輪については1枚につき30台まで申請可能です。
 - ※納付方法として電子納付が利用可能となります。
- Q2. 令和7年10月11日までに書面で発給された証明書について、 電子管理への変更はできますか。
- A2. 令和7年10月11日までに書面で発給された証明書は、電子管理への変更はできません。発給済みの証明書を保管してください。
- Q3. 自動車通関証明書以外の通関証明はNACCSで申請できますか。
- A3. 自動車通関証明書以外の通関証明については、従来どおりの申請方法となります。(例:市区町村に届け出る125CC以下の自動二輪車についての通関証明書等)
- Q4. 令和7年10月12日以降も、汎用申請業務による申請は可能か。
- A4. 当面の間は従前どおり利用可能です。なお、汎用申請業務による申請の場合も、書面での申請と同様に、税関でのNACCSへの証明書データの入力が必要になりますので、NACCSによる電子申請の場合に比べて、国土交通省のシステムへ連携が完了するまで、時間を要することがあります。